

# 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成27年9月30日 16時50分ごろ
発生場所	北海道稚内市野寒布岬 <sup>のしやっぶ</sup> 東方沖 稚内灯台から真方位075° 1.1海里付近 (概位 北緯45° 27.2′ 東経141° 40.2′)
事故の概要	漁船第三十八豊清丸 <sup>ほうせい</sup> は、南東進中、定置網に進入し、定置網の沖網を切断した。
事故調査の経過	平成28年3月3日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十八豊清丸、180トン
船舶番号、船舶所有者等	127125、伊野水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 沖網の切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波向 西、波高 約1～2m
事故の経過	本船は、野寒布岬東方沖から稚内市稚内港に向けて自動操舵により南東進して稚内港に入港した。 船長は、稚内港に入港後、定置網の所有者からの連絡により、定置網に進入したことを知った。 船長は、野寒布岬東方沖に定置網が設置されていることを知っていたが、同岬東方沖を航行中、レーダー及びGPSプロッターの画面を見ていて、定置網の設置区域を示す浮き球、旗等の標識に気付かなかった。
分析	本船は、野寒布岬東方沖を南東進中、船長が見張りを適切に行っていなかったことから、同岬東方沖に設置された定置網の設置区域を示す浮き球、旗等の標識に気付かずに航行し、定置網に進入して沖網を切断したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、野寒布岬東方沖を南東進中、船長が見張りを適切に行っていなかったため、同岬東方沖に設置された定置網の設置区域を示す浮き球、旗等の標識に気付かずに航行し、定置網に進入して沖網を切断したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定置網が設置されている海域を航行する際は、標識旗等を早期に

発見できるよう見張りを適切に行うこと。

- ・ 定置網の設置場所を事前に漁具定置箇所一覧図で調べてGPSプロッターに入力、活用し、定置網から十分な距離を離して航行すること。